

規制改革会議 第1回官業改革TF

議事概要

1. 日時：平成21年 7月15日(水) 15:00～16:00
2. 場所：永田町合同庁舎2F A会議室
3. 議事：中央職業能力開発協会のフォローアップ(平成20年度に措置となっている項目)
4. 出席者

(厚生労働省)

職業能力開発局能力評価課 木口昌子 主任技能検定官

(規制改革会議)

安念潤司委員、富山和彦委員、大橋豊彦専門委員、石川和男専門委員

5. 議事概要：

安念主査 今日、お忙しい中かつめちやくちゃ暑い中、どうもありがとうございます。

当会議は、御案内のごとく、中央職業能力開発協会について、技能検定を民間開放できないかという問題にずっと取り組んでおりまして、これは昨日、今日始まったわけではなくて、大分前から取り組んでいるんですが、それについては厚労省さんもそのようなことが可能であるかどうかについて御検討いただいていると伺っております。現に成果物も出ておりますので、今日はその点について経過を教えていただいて討論させていただきたいと思っております。まず10分か15分御説明いただいて、後に私どもから質問をさせていただきたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

木口主任技能検定官 はい。

安念主査 それでは、よろしく願いいたします。

事務局、いいですか。よろしいですね。

事務局 よろしく願いします。

安念主査 それでは、よろしく願いいたします。

木口主任技能検定官 厚生労働省の木口でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。資料といたしまして、～までお配りしてございますが、一昨年12月に答申をいただきましてから後の動きにつきまして、まず～について御説明をさせていただきたいと存じます。こちらの資料でございます。

事務局 済みません。事務局の方の資料ですと概要ですね。

木口主任技能検定官 概要です。

事務局 です。済みません。失礼しました。これはこちらの方の手違いです。

安念主査 わかりました。

事務局 が概要で、～が報告書の本体でございます。

安念主査 わかりました。

済みません。どうぞ。

木口主任技能検定官 一昨年の規制改革推進のための第2次答申におきまして、技能検定職種の

見直し等に関しまして、大きく2つの柱から御指摘をいただいております。

まず1つは「1 検定職種の統廃合について」です。

「 広く公共の見地から検討できる体制整備 」。

「 実施期限を付した検討の作業計画の策定 」。

「 職種の統廃合における定量的な基準の盛り込み 」。

「 検討職種ごとの受検者数の推移、それらの企業・労働者等に及ぼす効果、収支構造の試算等の公表 」が御指摘を受けております。

2番といたしまして「2 指定試験機関の営利団体への開放について」です。現在は非営利団体に限定をして開放しておりますが、これにつきまして、安定性・継続性、中立性・公平性等の必要な条件を付した上で検討するようという御指摘をいただいております。

これを受けまして、私どもは昨年6月、技能検定の職種等の見直しに関する専門調査委員会というものを立ち上げまして、限定職種の統廃合について検討いたしました。その検討の結果は報告書ということで、これは何番になるんですか。

事務局 　　です。ごめんなさい。済みません。

木口主任技能検定官 　こちらの報告書ということで、今年1月に報告書を出しているところでございます。

ポイントをざっと御説明いたしますと、まず「検定職種の統廃合について」でございますけれども、大きく4つのポイントがございます。

「1 検討体制」でございます。検討体制につきましては、技能検定制度に精通した有識者を構成員とする検討会をつくって、毎年度検討することが適当であるという結論を得ております。

「2 作業計画」ですが、これは年に1回の試験でございまして、前年度までの受検者数実績を基準として、統廃合等の検討対象基準を選定する第1次判断ということで、まず数で検討の対象職種を選定する。それから、当該職種の社会的便益を検討・勘案する。これを第2次判断としておりまして、この両者によって統廃合の可否について検討することが適当ということが言われております。

「3 統廃合等の判断基準」でございますが、数による絞り込みといたしまして、検討対象職種の選定、第1次判断につきましては、過去6年間の年間平均受検者数の100人以下というものを1つの尺度としております。

ただし、以下の場合には検討対象から除外ということで、まず1つは、直近2年間の受検者数が一度でも100人を超えた。つまり、かつては少なかったのに、ここ最近受検者数が増えているものについては、統廃合の対象から除外しようということが1つでございます。

もう一つは、隔年または3年ごとの実施で、各実施年における受検者数が約100人に達する場合、つまり、6年で終わった場合には100人を切る場合でも2年に一遍、3年に一遍ということで、作業の効率化を図れるようなものに関しては、検討の対象から除外する。

これを第1次判断基準としております。

こういうものを除外した上で、6年間の年間平均受検者数が100人以下であった職種については、

今度は社会的便益の評価という第2次判断の方に移ります。第2次判断としての社会的便益なんですけれども、大きく4つの観点、つまり、業界の立場からの便益、受検者の立場からの便益、雇用主の立場からの便益、消費者の立場からの便益、それぞれの観点からの社会的便益を評価いたしました上で、存続の適否を判断するというところでございます。

これについてですが、社会的便益はできるだけ定量的な指標をとということもございましたので、一般指標化して、職種をある程度グループ分けして、第2次判断基準を明確にすることが適当と言われております。

「4 検討過程の客観性・透明性の確保」でございます。これとしては2つ挙げております。

の第1判断に必要な過去6年間の受検者数につきましては、毎年度公表することが適当としております。

の職種ごとの収支でございますが、これは例えば学科試験はいろいろな職種をまとめて実施するとか、試験野業務に携わる職員もそれぞれいろいろな職種の作業を並行して行うことがございまして、職種ごとの収支というものを客観的に正確なデータを示すことは困難であるということで、職種ごとの受検料収入は客観的な数字が出ますので、この公表が適当ということで御提言をいただいております。

次の四角でございますが「指摘試験機関の営利団体への開放について」でございます。これにつきましては、技能検定が収益を目的とした制度ではない。あくまで労働者の技能の向上などの目的を実現するために行われる国家検定でございまして、営利団体の場合には安定性・継続性、中立性・公平性を担保できない問題点があるということで、不適当という結論を得ております。

あとは「今後の発展に向けて」ということで、統廃合だけではなくて、今後も継続して行っていく職種に関しましても、まず技能検定の社会的意義について国民一般への理解の促進を図ること。

それから、検定の職種の内容が社会的ニーズを反映したものとなるように、速やかな職種の統廃合を一層推進すること。

新規職種の追加についても、当該職種に関わる非営利団体に周知等を図りつつ、積極的に検討を行う。つまり、現在、職種の追加は指定試験機関方式、いわゆる民間にやっていただく方式に限定しておりますので、そういった受け皿となり得る非営利団体に積極的に周知を図って、技能検定制度のさらなる社会的意義の向上を図るという提言を受けております。

これを受けまして、今度、私どもでは、概要ペーパーでいきますと「社会的便益の評価（第2次判断）」の部分でございまして、これを実際にやっていく委員会がでございます。これは何番ですか。

事務局 　　です。

木口主任技能検定官 技能検定職種の統廃合等に関する検討会というものを設置いたしました。委員構成は、基本的に昨年度設置いたしました専門調査委員会の委員の方に継続して就いていただいております。ここで、特に第2次判断、社会的便益の評価の具体的な指標化とか方法について更に検討を重ねていくということで、先月6月29日に第1回の会合を開いたところでございます。

平成20年度の受検者数のデータが9月までにまとまる予定でございまして、それを踏まえまして、実際にどの職種を統廃合の検討対象にするかということを選別した上で、具体的に社会的便

益の評価の作業に入っていく。そういった流れにする予定にしております。

補足をいたしますと、専門調査員会報告の中です。

事務局 　　です。

木口主任技術検定官　8ページ目に別紙1というものがございます。横の図が付いているかと存じます。

検討の作業スケジュールでございますけれども、先ほど申しましたが、一定の受検者数を基準として統廃合等の検討対象職種を選定するという、いわゆる第1判断基準につきましては、毎年9月末までにデータが出ますので、そこで選定をすることにしております。

9月に対象が選定されましたら、今度は社会的便益を検討するんですけれども、それに当たって、その職種に関する関係の業界団体などに対してアンケートやヒアリング調査を行いまして、技能検定職種がどのように役に立っているか。あるいはなくなったら、実際にどういう弊害があるか。そういったことに対して、慎重に調査をいたしたいと思います。

一般の方からもパブリック・コメントという形で御意見を募るということを考えております。

第2次判断についての検討は年度末ぐらいまで、大体半年ぐらいかけて行いまして、その結果、現在の職種のまま引き続き、いわゆる今の形のままで都道府県が実施するのか、あるいは職種を統廃合するのに指定試験機関へ移行するなり、どうするのかという、まずその結論を年度内に出します。

この後なんですけれども、検討の過程で結論が出たから、すぐに廃止というのではなくて、業界団体さんもこの職種を今後どうしたらいいのかということで、団体自身に考えていただく時間的余裕というものを持たせる必要があるのではないかという御指摘がございました。そういうことで、年度内に結論が出ましてから、最大1年間という時間をもちまして、例えばほかの職種と統合して都道府県方式ということで引き続き実施していくのか、あるいはどこか実施主体として受け皿を決めて、指定試験機関として実施するのか、あるいは廃止するのか。それを検討していただくことになっております。

その後に最終的に結論が出ましたら、職種を廃止するのかどうするのかということで、政令改正に移っていく。

そういった流れで考えております。

職種ごとの受検者数の状況につきましては、同じ資料の後ろから2枚目に細かい表が付いていると思います。

安念主査　わかります。こういう表があります。

木口主任技能検定官　ページは12と書いてございます。

安念主査　参考資料の方の11ページ、12ページです。

木口主任技能検定官　一番後ろでございます。これは技能検定職種につきまして、6年間の受検者数の平均が多い順番にずらっと並べた表でございます。今回、対象となりましたのは2枚目、一番最後のページになるうかと思いますが、12ページ目でございます。太い線が引いてありますけれども「ロープ加工」というものは平均値が99人で100人を切っております。ここから下の職種は、

統廃合の検討の対象になり得るだろうと考えております。

ただ、こちらのデータは平成 14 年度から 19 年度までのデータでございますので、20 年度のデータが出ましたから、若干職種の入替えは出るのではないかと考えておりますけれども、その上で検討職種を決めていきたいと思っております。

報告書の本文にも書いてございますけれども「ロープ加工」以下の職種、二十数職種ありますけれども、これを一遍に検討するというのは、物理的にもかなり大変ということもございますので、これを大きく 3 つに分けました。

平均値が 30 人以下のもの、30 人から 50 人のもの、50 人から 100 人のものの 3 つに分けて、まず一番小さい 30 人以下のグループから今年度検討の対象にする。来年度はその次の 30 人から 50 人のグループ、再来年が 50 人から 100 人のグループということで、順番に関係団体も含めて、社会便益の調査等々をやって、統廃合の検討をしていきたい。そういったスケジュールで考えております。

社会的便益につきましては、戻りますが、本文の 9 ページ、先ほどの流れ図の次に「社会的便益の事例」ということで書いてございます。「業界にとっての便益」「受検者にとっての便益」「雇用主にとっての便益」「消費者・国民にとっての便益」ということで、大体このような社会的便益として考えられることがあるだろうということございまして、こういった観点から、それぞれの職種についての試験の社会的便益というものはどういうものなのかということの詳細に調査した上で、最終的な判断をしたいということでございます。

それから、先ほどざっと流してしまったんですけれども、本文の 6 ページをごらんいただきたいんですが「6 指定試験機関の営利団体への開放について」でございます。営利団体の開放に関してもかなり議論があったわけでございますけれども、どのような問題点が考えられるかということで、6 ページ目の一番下の行から報告書の中で列記しております。

まず指定という行政行為において、試験指定機関の安定性・継続性を担保できない。つまり、私もは技能検定をやる機関を指定という形でやるんですけれども、指定試験機関にほかの仕事としてこれをやっていいですとか、やってはいけませんとか、そういったところまで縛ることができない。

例えばその行為が試験の公平性というものに明らかに支障を来す。守秘義務のようなものです。試験問題をつくる方と同じ方が受検の準備の講習会の講師をやるとか、そういったことになると、公平性の面で大変問題がある。そういったことは職業能力開発促進法の枠組みの中で明確に禁止はできるんですけれども、指定試験機関の技能検定とは直接関連しないといいますが、技能検定そのものではない業務に関しても法令などでいろいろと規制をかけるということは難しいのではないかとということが 1 点でございます。

2 点目といたしまして、7 ページ目の 1 つ目のボツでございます。技能検定は国家検定ということで、現在の指定試験機関におきましても、特別会計と独立採算で実施するよということとやっております。ただ、どうしても採算が取れない場合、現状、指定試験機関方式でなかなか採算が取りにくい場合には、指定試験機関の一般会計の方から幾ばくかお金を補てんしながらやっている

ようなこともあるんですけども、営利団体の場合に採算が取れない事業をそのまま継続して実施していただけるだろうか。不採算部門というものは切り捨てていくというような動きになったときに、採算が取れないから国家検定がつぶれてしまうということが社会的に容認はされにくいのではないか。そういうリスクが大きいところに指定するというのは、いかがなものかという話がありました。

3つ目は、受検準備講習などの話なんですけれども、営利団体が指定試験機関となった場合、例えばその団体が検定のための受検の準備の講習をやっていた。試験問題をつくる方と講習の講師をやる方が全く別の方の場合には、講習をやること自体は止めることはできないんですけども、やはり試験をやっている実施主体そのものの講習というと、受検者としてはより合格に近づける教育が受けられるのではないかという期待感が高まるかと思いますが、そういったことで、講習自体を営利事業でやっていた場合、そちらが圧倒的に有利になる。つまり、営利団体である営利事業たる講習がほかの機関がやるものに比べて有利になるといったことではよろしくないのではないか。中立性・公平性という面で問題ではないかという御指摘がありました。

最後は技能検定以外の業務分野との関連でございますけれども、検定以外の業務分野でいわゆる営利活動の中で、例えば特定の企業との契約をすとか、業務提携をするということは十分にあり得ることかと存じますが、そういったことがあったときに、例えばその企業の従業員の方が試験を受けに来るとか、そういったときに中立性・公平性という面で疑念を抱かせるような可能性があり得るのではないか。これも技能検定以外の業務分野での話ですので、技能検定をやっているの、そういうところと契約行為をしないでくださいとか、業務提携しないでくださいというところまで私どもは言えませんので、そういった点でも問題があるのではないかということです。

この4点を理由として、営利法人に指定試験機関の業務を開放することは適切でないという結論に達したということでございます。

済みません。ちょっと時間が延びてしまいました。申し訳ございませんでした。

安念主査 以上ですか。

木口主任技能検定官 はい。

安念主査 どうもありがとうございました。

技能検定はもともと製造業系というか職人系が多いですけれども、だんだんと産業がサービス化してくると、ファイナンシャルプランナーのようにサービス系の需要がだんだん多くなってくると思うんです。そういう需要の発掘とか発見というのは、どういうプロセスで行っておられるんですか。

木口主任技能検定官 まずほかの試験と違って技能検定の最大の特徴は、学科試験と実技試験でやっている。特に実技を重視している面かと思えます。サービス系の職種で、なおかつ実技試験でもって能力、スキルが評価できるもの、しかも、ある程度熟練というものが試験ではかれるものとなりますと、おのずと限定されてくるのではないかと考えております。

今もサービス系の職種で民間の検定などがいろいろとございますけれども、かなり多くのものが学科試験でやっているかと思えます。実技試験を伴って客観評価ができるものがあれば、勿論、私

どもとして、技能検定に取り込んでいくということは、積極的にやっていきたいと考えております。

人数等につきまして、いろいろな機会に民間の検定の動向なども含めて見てはおるつもりなんですけれども、とにかく実技を伴って、なおかつ段階的に客観的評価でもって判断できるとなると、なかなかぴったりこれならいけそうだというものが見つかりにくいというのが1つです。

あと、やはりオールジャパンの試験でございますので、既に民間でいろいろな団体がなされているものの場合、それを全部束ねてオールジャパンの試験としてやっていくという体制面の問題等々で、すぐにこれは技能検定化できるというものは、今の段階ではなかなか見つけにくいということです。

安念主査 サービス系のものは、企業としての技能検定というのか何というのかわからないけれども、それはそれで事足りているという感じがするのではないかと。もっともサービス系とレンガ積みとは違うんだ。そういうふうに言われれば、確かにそうかもしれない。確かにレンガ積みの技能検定を純粋にマーケットメカニズムに任せておいて、レンガ積み技能検定といったサービスが産業として出てくるかというのと、それは確かにそうではないかもしれない。それはまた追々いろんな立場から御検討いただかなければならぬことでしょう。

委員の皆さん、いかがでしょうか。何か御質問があったら、この機会に木口さんに伺っておきましょう。

どうぞ。

大橋専門委員 数字的な点をお聞かせいただきたいんですけども、統廃合等の判断基準においての検討対象職種の選定において、過去6年間の年間平均受検者数が100人以下のものを一応そうしたが、しかし、例外として2つの要件に合致するものも除外すると書いてあります。その1つが、直近2年間の受検者数がいずれも100人を超えている場合、もう一つが隔年または3年ごとの実施で、各実施年における受検者数が約100人に達する場合、この2つの場合は除外していますが、この2つの除外によって検討対象から除かれたものは何職種になっているんでしょうか。

まず検討対象職種が全体で幾つあって、そのうち2つの条件に合致したために除外されたものが何件だったか。それを教えてください。

木口主任技能検定官 実は具体的な検討作業は、今年9月に平成20年度のデータが出ましてから、最終的にターゲットを確定することにしております。

今、こちらの報告書に付いておりますのは、平成19年度までということで、これからそんなに動くことはないと思うんですけども、例えば12ページの表で見ますと、一番上の「ロープ加工」というのはここ3年ほど100人を超えておりまして、このペースでいくと、今99人ですので、平均値でもって100人を超える可能性があるかもしれない。逆に少ないところで、20年度に余り数が出なければもっと落ちるかもしれないということです。

今時点で幾つの職種がターゲットになっているかというのは、まだ検討の具体的な作業に入る手前の段階です。

大橋専門委員 その数字は確定されていないということですか。

木口主任技能検定官 現在ではまだです。

大橋専門委員 その作業をしていないということですか。

木口主任技能検定官 今、20年度の数字を集計中でございます、それができ次第です。

大橋専門委員 20年度ではなくて、私が言うのは既に実施済みである19年度の数字をとった場合、除外される対象職種は何件だったかと質問しているわけです。

木口主任技能検定官 直近2年間の受検者数がいずれも100人を超えるというものさしになりますと、先ほど申しましたロープ加工という職種は平成18年度が122、平成19年度が101ですので、これは除外されると考えております。

大橋専門委員 この1に該当するのは、ロープ加工のみですか。

木口主任技能検定官 今のところはそうです。

大橋専門委員 1職種ですね。

木口主任技能検定官 はい。

それから、隔年または3年ごとの実施で、各実施年における受検者数が約100人という職種は、今のところございません。といいますのは、表をごらんになっていただきますとおわかりのように、今のところほとんど毎年実施にしております、これは今後統廃合の検討になるということもあり、試験の効率性の実施のために隔年あるいは3年ごとの実施ということで御協力いただきたいということは、今後、関係の業界団体の理解も得ていくというプロセスを踏んでいきたいと考えております。現在は隔年という職種もあるんですけれども、隔年にした結果、実施年における受検者数が100人に達するという職種はございません。

大橋専門委員 これは0件と理解してよろしいですね。

木口主任技能検定官 今時点ではそうです。

大橋専門委員 そうすると、全体の検討対象となりそうな職種の数というのは幾つなんですか。

安念主査 蓋然性としてあるのは、やはり「ロープ加工」から下ということですね。

木口主任技能検定官 はい。

安念主査 多少の出入りは、20年度の集計の結果によってあるかもしれない。全く動かないというわけではないけれども、今、検定官がおっしゃったように、そんなに大きく動くはずもなからうから、そうだとすると、大体12ページの「ロープ加工」から下というのが検討の俎上に上る蓋然性大と理解すればいいわけですね。

大橋専門委員 それは幾つになるんですか。

木口主任技能検定官 今のところ、ロープ加工を外して22でございます。

あとウェブデザインといいますのは、指定試験機関方式でやっておりますので、今回の中央職業能力開発協会がやっているものではないので、私どもの検討対象からは外れるということです。

「ロープ加工」から下のうち、ロープ加工とウェブデザインを除いたもので考えております。

大橋専門委員 それから、もう一点、今、御説明いただいた報告書の中で、指定試験機関を営利団体に開放するという点に関して、幾つかの問題点があるということでした。この報告書の中には御説明なさったように4つの問題があるということで、その中で、私は何回聞いても、前に聞いたと思うんですけれども、納得できないことがあるんです。

安念主査 前にも別の方から伺ったような気がしますね。

大橋専門委員 営利団体が指定試験機関となった場合、当該団体の講習等を受講している受検者が有利になることが生じるため、中立性・公平性を担保できない。なぜ営利団体が指定試験機関になったら、中立性・公平性を担保できないのか。その理由が今でも納得できないので、再度説明していただきたいということ。

それから、その次の指定試験機関が営利団体であると、技能検定以外の業務分野において、営利目的のために特定企業との契約など中立性・公平性に反した行為を行うかもしれないと書いてあります。そういう問題がある。そういうことが想定されて中立性・公平性が疑われると書いてありますけれども、特定企業との契約など中立性・公平性に反した行為というのは、具体的にどんな行為が想定されるんですか。

木口主任技能検定官 それでは、順番に申し上げます。

まず講習を受講している受検者云々の話でございますけれども、営利団体が指定試験機関となった場合、講習は営利目的としてやっているという前提でございます。そうしますと、例えば自分のところの講習を受ければ、その検定に受かりやすくなりますというようなマーケティングをされてしまうと、それはあれですね。

大橋専門委員 そういうことをやってもいいではないですか。何で悪いんですか。そういうマーケティング、広告をしてもいいではないですか。

安念主査 それは私もわかりません。それは何でいけないんですか。受かりやすくなる勉強をさせるのは、いいことではないんですか。

木口主任技能検定官 受かりやすくなるのはいいんですけれども、自分のところが試験をやっているところなので、試験のことは全部わかっているというようなマーケティングをされますと、いわゆる試験問題に関する守秘義務というものがかかっていますけれども、そういった辺りとの兼ね合いで、ちょっと疑念を抱かせるのではないかというのが1点です。

安念主査 彼にそういう問題があるとしても、それと営利、非営利というのは何の関係がありますか。

例えばファイナンシャルプランナーは公益法人がやっていて、参考書を出したりしていて、受験者は、それで勉強するわけです。それは別に悪くないですね。いいか悪いかはそもそも公益法人であるか、営利法人であるかというのは関係ないですね。いい悪いは営利、非営利の問題ではなくて、本当に悪ければ、悪いものは悪いと言ってやめさせればいいんです。それだけの話ではないですか。

木口主任技能検定官 国家検定を自分のところがやるということで、いわゆる営利事業たる講習、例えばその職種に対する講習を指定試験機関自身もやる。あるいはそれとはまた別の機関もやるとした場合、指定試験機関になった営利団体の方に、受検者の心理としては当然そちらの方に引っ張られるだろう。

安念主査 それは非営利でも同じです。

木口主任技能検定官 非営利団体の場合には、非営利ということで収益を分解したりとか、利益を上げてどうということにはつながらないので、例えば受検料を引き上げて、どんどん利益を上げ

たりということではできないと思うんですけども、営利団体の場合にはそれで収益を上げるのが目的のところでございますので、収益を上げる行為に利するというか、有利に働くというか、そういった形につながるのには国家検定の在り方としていかなものだろうかと思います。

安念主査 木口さん、それはちょっと誤解です。というのは、非営利団体でも採算は取らなければならないんです。採算割れでできるというのは、どんな団体もないんです。それは同じことです。利益を分配する可能性があるかどうかは違います。だけれども、採算割れのこととはどちらにしてもできないのであって、少なくとも最低限とんとんにしなければいけない。

率直に言って、この検定自体で大もうけをしようとして入ってくる営利団体はありません。それはもっと長いスパン、広い視野で物を見ているので、ここでは損をしてもいいけれども、ほかのところでは何か得を取ろうとするだけの話です。

御心配は営利か、非営利かの問題ではない。そうだとすると、今の御心配はちょっと当たらないのではないかと思います。

どうぞ。

富山委員 これは全部国家資格になるんですね。

木口主任技能検定官 国家資格でございます。名称独占の国家資格でございます。

富山委員 これが国家資格でなければいけない理由は、そもそも何なんですか。

木口主任技能検定官 やはり技能者の社会的支援の向上、職業能力開発のための目標の設定ということで、職種にもよるんですけども、中小企業の方もお受けになるものということ。

あと、スキルワーカーの方というのは、なかなか自分の持っている能力というものを外に向かってアピールするのが難しいところもございまして、国家検定に合格して、国がそのレベルを公証するというので、そういう方のスキルアップです。

富山委員 ということは、最終的な名義人が明確になればいいわけですか。

安念主査 そうです。だからこそ、非営利団体であれば民間にも委託しているわけです。最終的なクレジットはどちらにしても国家なわけです。

木口主任技能検定官 合格証書も等級が1級、2級、3級ということであるんですけども、指定試験機関が実施した場合も上級の技能労働者が受かるクラスの試験については、労働大臣名の合格証書を出せることになっております。

2級、3級は、都道府県方式は知事さんで、指定試験方式はその団体の長の名前で出しております。

安念主査 そういうのが経済学的に言えば、外部性を発揮するという職種もあるということとはたしかでしょう。

あと、昔からそろばんや簿記などは、純然たる民間の団体がやっているんだけど、それはそれで定着してしまっていて、それを今更国家資格にしなければならぬと言う人はいないわけです。

富山委員 それは学位と一緒にですね。

安念主査 学位と一緒にです。同じです。

富山委員 私立大学のおっしゃっている学位と同じですね。それはパーセプションの問題ですね。

まさに情報の非対称性に対して、みんながどう思うかですね。

安念主査 おっしゃるとおりです。

富山委員 そういうことになると思います。

安念主査 だから、この外部性は、技能があるかないかについての雇用者と被雇用者との間の情報の非対称性を埋められるということに対する信頼があるかどうかということなんです。

富山委員 シグナリングとしてあやしいとなってしまうと、逆にみんな受けなくなりますね。いい加減な資格であると思われてしまうと、受けなくなるということですね。そうなってしまうと、それは営利でやっぺいようが、非営利でやっぺいようが、結果的に資格として、世の中においてオーソリティーを持っていれば、多分本来の目的は果たせることになりますね。それでやっている本人たちが幾らもうけていようが、もうけていまいが、本来の施策目的は達成していることになってしまいますね。

私が卒業したスタンフォード大学はとてもお金持ちで、学校法人とは思えないような営利的大学ですけども、日本のくそ東京大学よりもはるかにたくさんのノーベル賞が出ているし、MBAの価値ははるかに公的に高いし、What 論文です。

安念主査 本当にスタンフォードは商売上手な大学です。

富山委員 ウルトラもうけ主義です。でも、悪いけれども、東京大学よりも、もうけ主義の方が公益に資しているわけです。そうなってしまうと、それは本来の政策の目的という観点からすれば、政策目的を達成する上で営利か非営利かというのは、関連性がないような気がします。要は必然のアプリオリな関係がどうも何か済みません。

安念主査 アプリオリな関係は勿論ないですね。

富山委員 蓋然性はないですね。

学位の世界は、だれがどう考えても、金もうけの上手な大学の方が世界的に学問的業績を上げているんです。ハーバードもそうだし、スタンフォードもそうだし、プリンストンもそうだしね。

安念主査 それは当たり前です。知恵のある者がいる大学の方が、学問的な業績も上がるに決まっています。

富山委員 金もうけができない大学は、ほとんど業績を上げていないんです。

安念主査 一般理論としては富山委員のおっしゃることが当たり前なんです。営利であろうが、非営利であろうが、シグナリングとしての信頼性があるかどうか問題なのであって、それ以外のことは問題にならない。だから、あえて厚労省さんの肩を持つとすれば、この職種は民間に任せておくと社会的に望ましいサービスが供給されるとは思えないような職種が大部分だということに、国家が関与することの正当性が多分あるんです。

富山委員 その方がわかりやすいですね。

安念主査 私はそれ以外にはないと思います。

確かに先ほど言っているように、レンガ積みの技能検定を民間に任せておいて出るかといったら、それはさっぱり出ないと思います。

富山委員 きっとそちらなんですね。

安念主査 そちらなんです。

むしろ、出そうもないものは出ないままにしておけばいいというのが大原則なんだけれども、それにもかかわらず、雇用を促進したり、産業を発展させたりする上で、国家がこういう職種に限って技能検定をした方がいいというものがどれだけあるかということです。

おっしゃるところ、外部性という言葉ではなかったですか。今、お使いになったのは何という言葉でしたか。社会的便益ですね。社会的便益というのは、それをはかればいいんです。

富山委員 逆にすごく人気のあるものをわざわざやる必要はないと思います。

安念主査 人気のあるものはやる必要ないです。

富山委員 そうですよ。むしろ、いまいちなものをやってあげた方が意味がありますね。

安念主査 どうなんですか。雇用主にとって意味のあるものでなければ意味がないんですね。

木口主任技能検定官 雇用主にとってもそうですし、受ける方、受検する方にとってもです。

安念主査 雇用主が、これはいい資格だと思うからこそ雇うわけだから、雇用主にとってどれだけシグナリングとしての意味があるのかというのは、どういうふうに測定していくことになりますか。

木口主任技能検定官 いずれにしても、定量的な測定というものはやっていないんですけれども、例えば処遇で受かったら手当がつくとか、就職のときにちゃんと評価をして有利になるとか、そういったものが1つの尺度になるうかと思えます。

安念主査 そうですね。

富山委員 そこがきっと大事なんでしょうね。

安念主査 結構そういうものですか。その資格を持っていると1号俸上げてやるとか、あるいは特にこの資格を持っていると歓迎みたいな求人広告が出るとかあるんですか。

木口主任技能検定官 企業さんによってかなり温度差がございます。ただ、割と製造業系の職種では、手当というよりも、受検料は会社が出してあげますとか、そういった形で資格取得のチャレンジをしてくださいますという後押しをしてくださっているケースがございます。

安念主査 確かにモチベーションビルディングみたいなものに使うという手もあるのかもしれませんがね。

大橋専門委員 そういう国家資格の効果について、数量的に把握した調査は行ったことがあるんですか。資格を持っている人で就職が有利だったという人は、何人ぐらいいましたというような、そういうものはあるんですか。

木口主任技能検定官 何人ぐらいという数量的なところまではやっておりません。例えば事業所に対して、どういうときの処遇に使っていますかといった調査は過去にやったことがございますけれども、それもかなり前にやっております。

大橋専門委員 しかし、そういう効果の測定をしていないというのは何かあれですね。政策評価が求められている中で、そういうものをちゃんとやっていないというのは、少し怠慢ではないんですか。

木口主任技能検定官 今の受かった方がわかった後で、技能検定が役に立ったかどうかという追

跡というのは、今後やっていかなければいけないだろうということで、それは今後の課題ということで、この報告書にも書いてあったかと思います。今後、仕組みを考えていくということで、今、検討しているところでございます。

安念主査 受検者の方を後で追跡するというのは、そう簡単ではないですね。

木口主任技能検定官 かなり難しいです。

安念主査 プライバシーの問題もあるしね。

木口主任技能検定官 ただ、試験の会場で書いてといっても、受ける時点では今後役に立つかどうかというのはわかりませんので、何らかの形で追跡する方法を考えていかなければいけないと思います。

安念主査 それができれば一番いいことですね。あなたのキャリアパスにとって、有利な働きをしましたかということを知りたいということですね。

富山委員 でも、結構、私が関わっていた事業は多いです。

安念主査 何をやっていたんですか。

富山委員 瓦屋さんの再生もやっていたしね。

安念主査 そういう意味ね。

富山委員 従業員の中に瓦ふきの人もいっぱいいたし、光学機械の人もいたし、今、何の資格を持っている人が何人とかというのを見ますね。

安念主査 ありますね。

富山委員 こういうものがあつたんだと、今、結構感心して見えています。こういう試験があつたんだという感じです。婦人子ども服製造とか、なるほどね。レンガ積みも実は困ったんです。

安念主査 何がですか。

富山委員 雑談になってしまうんですけども、三井鉱山の再生をするときに、コークス炉を再建したんです。コークス炉というのはレンガなんです。

安念主査 レンガですね。

富山委員 これが何と日本国内で詰める人がいなくて、40年間積みなかつたんです。30年だったかね。

安念主査 耐火レンガですね。

富山委員 超耐火レンガで、超精密に積むんですけども、積む技術がなくて、一応レンガ職人さん、左官屋さんに集まってもらったんですが、当たり前の話だけれども、30年間日本中で1つも積んでいないから、継承されていないんです。しょうがないから、ドイツのレンガ技師に来てもらって、その人に日本の職人さんを集めて指導させて、訓練して積んでいったんです。

安念主査 そういうことですか。

富山委員 耐火レンガそのものは日本で焼いていないので、は中国で焼いている。ドイツと中国と日本の合作で積み直したんです。

安念主査 なるほどね。

富山委員 レンガ積みはそこまで要求していないのかね。

木口主任技能検定官 社会化便益の議論をいたしましたときに、数だけで切られると、そもそもそんなに人数が必要でないんだけど、なくなったら困るという職種を切られるのは困るので、そういうものは残せるようにということで、もう一つの尺度がございます。

富山委員 今の話ではないですけども、多分この中で雇う側あるいは雇われる側のときに、結構クリティカルな役割を果たしている。量の問題というよりは、質の問題としてクリティカルな役割を果たしている資格になっているものと、ないよりあった方がいい程度のものにすぎないものが、ぱっと拝見していて、多分何かあるような気がします。

こういうのは抽象的になればなるほど、ないよりあった方がいいとなります。スキル内容が具体的にあればなるほど、雇う側にしてみれば、先ほどの話ではないですけども、できる、できないという問題になってしまうので、クリティカルになります。多分それも含めて見ていかないと、評価はしにくいんでしょね。

安念主査 全部の職種について、一律の評価基準というのは何かおかしいような気がしますね。検定官もおっしゃったように、3人、5人でもいいけれども、とにかくないと困るという職種もあるし、今、富山委員がおっしゃったように、1,000、2,000の単位で出てくればあった方がいいというものも出てくるだろうし、それはごっちゃにしない方がいいのかもしれませんが。評価の方法については、これから再度詰めていただくことになるんだと思います。

富山委員 でも、どちらにしても、営利法人云々というのは何かね。

安念主査 悪いけど、営利、非営利はないね。

石川先生、何かありませんか。

石川専門委員 営利、非営利のところというのは、役所は嫌なんです。こういうものが必ず出てきて、今日いらっしゃった木口検定官を責めても仕方がない話であります。別に肩を持っているわけではないんですけども、例えば労働安全衛生法という法律があって、ボイラー規則というものがあります。ボイラーの検査というのは、国がやる前に明治時代から安田火災がやっているんです。

安念主査 安衛法ですね。

石川専門委員 安衛法です。なぜ安田火災かというと、安田火災しか昔は技術がなかったわけです。ところが、安田火災の火災保険に入って、安田火災の検査官が何かやるかということ、別にやらないんです。実は厚生労働省の中でそれは実際にあるんです。だけれども、これではそれは説明し切れないです。多分それはみんな知らなくて、縦割り行政なので御存じないと思います。これは職業能力開発局ですね。

木口主任技能検定官 はい。

石川専門委員 多分、労安関係の方は御存じないと思います。

というわけで、営利、非営利は責めても仕方がないので、これはここでは決まらないです。

安念主査 これは言わば霞が関の方言の一部なんですな。

石川専門委員 そうです。ただし、職業能力開発促進法の法益だとか、職業能力開発促進法というのは引き続き必要だと思っていますし、先ほどまさに富山先生がおっしゃったように、レンガのそのためだけにそれを否定するというのは極端かもしれませんが、そういうものがなくなるとは困

ると思います。だから、行政自体はずっと継続していくべきだと思いますし、それは日本の技術伝承もありますから必要だと思います。

今度、逆に、先ほどどなたかおっしゃいましたけれども、職業能力開発促進法の法益というかメリットを広げていくためにこそ、営利団体も含めて、指定機関はウイングを広げていった方がいいと思います。多分、省内でもそう思っている方はいらっしゃると思います。ところが、それだと俺が困ると言って、どなたか強硬な人に反対されるんでしょう。それはわかります。それは、今、検定官を責めてもあれなんです。

安念主査 先ほどから責めているつもりはないんですが、責めているように聞こえましたか。

石川専門委員 私が責めているかもしれないので、済みません。

ただ、きちんと私が言いたかったのは、規制改革の議事録としてそういうことがあるのではないですかということで、うなずいていらっしゃるけれども、多分そうなんです。

安念主査 それはそうですが、何でもコミットする人の裾野を広げた方がいいんです。

石川専門委員 官業というのはある種独占なんです。昔は公益法人要綱というものがあってんです。民法上の公益法人に限るというのがあったんです。あれは何で限るかということ、同じ理由なんですけれども、改正したときにそれをぶった切ってしまったんです。

安念主査 今もありますね。

石川専門委員 高圧ガス取締法、今は高圧ガス保安法というものをつくって、それは公益法人要綱をなくすときに法律改正して無理やりやってしまったんです。省内で大抵抗を受けました。

どうしてそれをやったかということ、今、話したように、公益法人だけが検査業務をやるよりも、例えば三菱重工さんとか石川島播磨重工さんとかメーカーさんが自分のつくったボイラーやタービンを自分で検査した方が、当時、製造責任の議論があったんです。

あと、もう一つ構造があって、経済産業省所管の高圧ガス保安協会が検査しても、結局どこかに瑕疵があると三菱重工にいくんです。というか、実際に高圧ガス保安協会にどうしたんだ、何だこれはと説明を求めると、実態はそうなんです。そうであれば、最初から責任を課した三菱重工さんを指定した方が話が早いだろう。指定責任は役所にあるということなんです。

したがって、指定責任さえ検定官のところを持っていただければ、営利だろうと非営利だろうと、職業能力開発促進法のメリットが広がるのであればいいのではないかみたいな発想があると、こちら側が主張している趣旨になると思います。事情わかります。官益法人ですから、収益を独占したいという気持ちはわからなくないんですけれども、しかし、法のメリットを広げるとことを考えたときには、恐らく採算分野については、明らかに指定機関を増やすというふうの方針転換をされた方が、全国津々浦々まで職業能力開発促進法の第1条の目的は広がるだろうと、多分この委員会に先生方は実は皆さん思うのではないかと思います。

安念主査 さすがに報告書が出て、わずかな間に実はそうでしたとも検定官のお口からは言えないだろうけれども、中期的な検討課題として、私どもとまた話し合っていきましょう。いきましようといっても、大変御迷惑だろうとは思いますがね。

事務局に調べてもらったんですが、こういう国家的な検査とか検定とか試験を非営利でなければ

ならぬわけではないとしている例というのはあったんですか。

事務局 あります。今、石川先生がおっしゃった検査以外で、指定試験機関の中で調べました。

安念主査 その試験というのは、まさにテストという意味ですか。

事務局 テストというようにいろんな資格者の試験の例を調べたら、今日も資料をお手元にお配りしたと思うんですけども、1例だけありました。それは小型船舶操縦士の試験でございます。

安念主査 それは免許を与えての試験ですか。

事務局 そうです。ただ、実際に指定されているのは公益法人だということです。法律上は両方あります。

ほかの四十数例はすべて公益法人に限るとなっています。これはそういう文化の下にあるんでしょう。

富山委員 公益法人も怪しげなものがいっぱいありますものね。

安念主査 実際に運転免許を見れば、民間企業が与えるわけではないけれども、実質はみんなそうやっているんです。

富山委員 財産を分配するか、収益を分配できるかできないかというのは、やっている中の人にとっては関係ないんです。

大橋専門委員 しかし、あの警察でも近年は民法法人に限っていたものを営利法人にも広げているケースが出てきています。だから、木口さんのところは、そういう意味では遅れているし、時代に合わないと思うので、是非この会議と密接な調整をさせていただいて、改善してください。

木口主任技能検定官 1つ申し上げますと、技能検定の指定試験機関方式の場合は試験問題をつくって採点して、最後の可否の判断は私どもに結果を上げさせてやるんですけども、そういうことを全部指定試験機関にやらせていますので、1つの職種について複数の指定試験機関がきた場合、あの機関がやった何とか職種の試験とこの機関がやった同じ職種の試験があって、どちらの方が易しいとか難しいということがあっては困るということがございます。

現在、実はファイナンシャルプランニング職種に関してのみ2つの指定試験機関が入っているんですけども、学科試験は両者が協議会のような形で共通の問題をつくって、その下の作業ということで選択科目が分かれています。選択科目はこの科目はどちら、この科目はどちらということで分業体制でやっております。

営利団体が入ってきた場合、それが指定試験機関になるには、そこが代表としてオールジャパンの試験をやることになりますので、例えば検査みたいなものでしたら、検査の基準みたいなものを恐らく国が何か決めて、それに従ってできる技術的な能力のあるところが手を挙げてやったりということになると思うんですけども、ちょっと仕組みが違うのではないだろうかと考えております。

安念主査 それはそうだが、例えば我々の業界でいえば、法科大学院の適性試験ももとは2つあって、日弁連がやっているものと大学入試センターがやっているものがあるんです。そのどちらを使うかは勝手だったんですけども、そんなに御心配になることはありません。

いずれにしても、先ほど大橋専門委員から申しましたように、中期的な課題としてはいろいろ民

間の力も参入する方がいいに決まっているわけだから、その点についてはまた席を改めて協議をさせていただきたいと思います。またよろしく願いたします。

今日はありがとうございました。御説明は非常に有益に承りまして、本当に感謝しております。ありがとうございました。

木口主任技能検定官 ありがとうございました。またよろしく願いたします。

以 上